

新旧対照表 普通預金規定 抜粋

新 (改訂後)	旧 (改訂前)
<p>1～20 省略</p> <p>21. (未利用口座管理手数料) 新設</p> <p>(1) 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。</p> <p>(2) この預金口座は、別途定める一定期間、預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。</p> <p>(3) この預金口座が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を越えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の全額の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、通知することなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。</p> <p>(4) 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</p> <p>22. (規定の変更)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。</p> <p>(3) 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>	<p>1～20 省略</p> <p>21. (規定の変更) ※ (項番繰り下げ)</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。</p> <p>(3) 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。</p>